

地域の災害リスクを踏まえた 実践的な防災教育の推進に向けて

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

はじめに

子供たちが心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いです。学校は、子供たちが集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、「生きる力」を育む学校という場において、子供たちが生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、子供たちの安全の確保が保障されることが不可欠の前提となります。

また、子供たちは守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められています。自他の生命尊重の理念を基盤として、生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることは、安全教育の重要な目標です。

本稿では、文部科学省における学校での防災教育を中心に紹介します。

1 第3次学校安全の推進に関する計画

令和4年3月25日に、「第3次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定されました。本計画は、学校保健安全法に基づき、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため策定されたもので、令和4年度から令和8年度が計画年度となっています。本計画では、防災に関わる内容として、地域の災害のリスクに応じた実践的な防災教育や避難訓練の充実、家庭や地域、関係機関等との連携・協働による推進などが重点的な

項目として示されています。

第3次計画策定に向けた課題として、様々な計画やマニュアルが整備されつつも必ずしも実効的な取組に結びついていないこと、地域や学校設置者、学校、教職員の学校安全の取組内容や意識に差があること、東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要があること等が指摘されています。第3次計画期間において取り組むべき施策の基本的な方向性は、次のとおりです。

【施策の基本的方向性】

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

【目指す姿】

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

<p>推進方策1. 学校安全に関する組織的取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校経営における学校安全の明確な位置付け ○ セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立 ○ 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し ○ 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実 ○ 教員養成における学校安全の学修の充実 	
<p>推進方策2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進 ○ 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化 ○ SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進 	
<p>推進方策3. 学校における安全に関する教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善 ○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化 ○ 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集 ○ ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進 	
<p>推進方策4. 学校における安全管理の取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等） ○ 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進 ○ 重大事故の予防のためのヒヤリット事例の活用 ○ 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討） 	
<p>推進方策5. 学校安全の推進方策に関する構造的な事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等） ○ 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用 ○ 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供 ○ AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進 ○ 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等） ○ 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施 	171

2 学校における安全に関する教育の充実

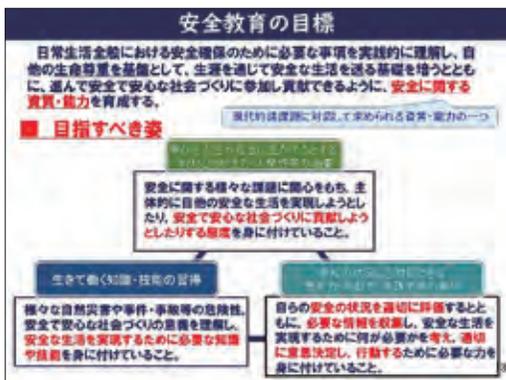
我が国は、地震、津波、豪雨などによる自然災害の発生が多く、いつでもどこで暮らしていても自然災害に遭う可能性があります。安全教育においては、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生

活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することや、東日本大震災の教訓も踏まえ、児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成することが重要です。

国は、学習指導要領の下、各学校における安全教育が保健体育をはじめ関連する教科等で体系的に実施され、その指導の充実が図られるよう、各学校が学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置付け、年間の指導時間の確保に取り組むことを推進しています。

3 「社会に開かれた教育課程」と防災を通じた教育

防災教育は単に生命を守る技術の教育として狭く捉えていくのではなく、どのような児童生徒等の資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通じた教育」と広く捉えることも必要となっています。すなわち、防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守



ることができるようになるという効果とともに、児童生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果や、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待されています。自然災害に関する教育を行う際には、単に災害リスクばかりを強調するのではなく自然がもたらす恩恵などについて触れることにより、児童生徒等が自身の暮らす地域に対する理解を深めることができるようにすることも大切であると考えています。



三鷹市立第四中学校「卒業を祝う会」

避難所設営を地域住民と一緒に行うことで9年間の防災教育の学びを再確認するとともに地域住民の一員となる自覚となる場としている。

学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることとされる中、防災教育についても、地域の防災リーダーなどの資格者やボランティアなどの人材、公民館における防災講座なども教育資源として活用することが重要となっています。消防署と学校の連携のみならず、地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団、自主防災組織、自治会やまちづくり組織等の地域コミュニティの活動と、学校における防災教育を関連付けることや、防災・減災に専門性を持つ大学・NPO等が学校における避難訓練をはじめとする防災教育に参画するなど、地域の実情に応じた防災教育を進めることも重要となっています。

参考「社会に開かれた教育課程」

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようになるのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

- ①社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ②これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

また、防災教育を進めるに当たっては、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働の仕組みの活用、民間企業・団体等が提供する教育プログラムの活用など、様々な教育資源を活用することが重要です。そもそも自然災害は学校の中だけでおきるものでなく、学校が立地している地域でおきるものと考えたら学校で学んだ知識や技術を地域で生かす、地域で学んだ経験や課題をさらに学校で生かすという「学びの

往還」が大切であると考えています。地域の大人が相互に協働して地域の安全に尽力している姿を見て、自分はどうか地域と関わるのかを考える機会を設けたり、普段から児童生徒等も地域住民の一人として活躍できる場を大人が意識して設けたりすることにより、安全は人から与えられるものではなく、地域住民として自ら安全な社会を築いていくこうとうする力が育まれるのではないかと思います。

4 文部科学省作成資料



【実践的な防災教育の手引き】

全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や実践的な避難訓練を実施できるよう、発達段階を考慮した防災教育の手引きを



石巻市立北上小学校「復興マップづくり」マップづくりを通じて、被災の経験と向き合い、地域の一員として地域社会に対する誇りと愛情をもち、自ら地域の未来について考える。



小学校の体育館にて被災。福島第一原発事故に伴い、県内の川内村を経て茨城県へ避難し、中学生まで茨城で過ごす。福島県内の高校、大学へと進学し、大学では復興行政を学ぶ。2020年より「富岡町3・11を語る会」で語り部の活動を開始し、震災の体験を伝える活動を継続している。(2021年10月現在)



東日本大震災の発災時、津波被害を受けた釜石東中学校から避難。大学卒業後、「いのちをつなぐ未来館」などにて震災体験を伝えてきた。2021年より釜石市・株式会社8 kurasu防災教育推進担当として、防災教育推進と地域防災の取り組みを継続している。(2021年10月現在)



高校の教室にて被災。2016年から、大川伝承の会で語り部の活動を開始、大学卒業後も、伝承の取り組みを継続。理事を務める3.11メモリアルネットワークでは若者連携を牽引し、命を守るための教訓を語り継ぐ活動を続けている。(2021年10月現在)



新たに作成（小学校編/中・高校編）しました。本年度は、特別支援教育編を作成しています。文部科学省学校安全ポータルサイトで公開しており、誰でも見ることができます。

【東日本大震災の教訓を語り継ぐ動画教材】

震災から10年を超えた東日本大震災の教訓を語り継ぎ、各学校の防災教育に活用できる動画教材です。震災当時に小学生・中学生・高校生だった3名に、震災時の体験、震災後の活動、防災減災のために大切だと考えることなどを語ってもらい、次の世代の子どもたちに震災の教訓を語り継いでいってもらえることができる内容です。

5 さいごに

我が国は大規模な災害のリスクに直面しており、首都直下地震や南海トラフ巨大地震が発生した際には、国難級ともいえる社会・経済活動に甚大な影響が出るといわれています。どこに住んでいても災害に遭う可能性がある子供たちには、災害から身を守る力を身に付けるとともに、災害を乗り越え次代の社会を担っていくために必要な力を育てていく必要もあります。そのためには、学校だけでなく、地域や保護者も一緒になって「社会総がかり」による防災教育の推進が一層重要です。

防災関係者の皆様には、これまで多大な御尽力をいただいているところではありますが、学校での防災教育の充実に向けて一層のお力添えをお願いします。